第２４号様式（第５０条）

|  |
| --- |
| 第　　　　　号  年　　月　　日  （住所）  （氏名）　　　　　　　　　様  山武郡市広域行政組合  管理者  解　任　命　令　書  あなたの　　する（事業所・製造所等）に係る下記危険物　　　　者は、　　　　　と認めるので、消防法第１３条の２４第１項の規定により解任することを命ずる。  　　　　　　　　　　　　　　　　記  １　危険物　　　　者  （１）氏　　名  （２）生年月日  （３）選任年月日　　　　　年　　月　　日  ２　解任期限　　　　　　　年　　月　　日  ３　危険物　　　　者を選任している事業所又は製造所等  （事業所の住所、名称及び代表者の氏名又は製造所等の設置者、設置場所、区分  及び設置許可年月日・番号）          ４　命令（処分）の理由となる事実        教示  １　この命令に不服があるときは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に管理者に対して、審査請求をすることができます（なお、この命令があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この命令の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。  ２　この命令については、この命令があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、山武郡市広域行政組合を被告として（訴訟において山武郡市広域行政組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この命令があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この命令の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。 |